

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 櫻幸会 特別養護老人ホーム行田さくらそう	埼玉県行田市藤間三百五十二番地一
老人ホーム	株式会社ベストライフ 介護付有料老人ホームベストライフ 南浦和	埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目十番三号